

「国家公務員の育児休業等の取得状況」及び 「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上 取得促進」に係るフォローアップ

令和7年11月

内閣官房 内閣人事局

1 国家公務員(一般職)の育児休業の取得状況(令和6年度)注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(1) 新規取得者数及び取得率注2・注3

- 令和6年度に新たに育児休業を取得した国家公務員(一般職)について、
- ・ 1週間以上の取得率は、男性84.2%、女性102.5%(前年度 男性79.1%、女性104.8%)
→ 「こども未来戦略」の目標《2025年 男性国家公務員の育児休業1週間以上の取得率 85%》に向けて着実に取組が進んでいる。
 - ・ 2週間以上の取得率は、男性79.4%、女性102.5%(前年度 男性73.9%、女性104.8%)

	男性職員					女性職員				
	新規取得者のうち 下記の期間取得した職員 数(人)(A) 注2		当該年度中に 子が生まれた 職員数 (育児休業の対象 職員に限る) (人)(B)	1週間以上 の取得率 (%) (A/B) 注3	2週間以上 の取得率 (%) (A/B) 注3	新規取得者のうち 下記の期間取得した職員 数(人)(A') 注2		当該年度中に 子が生まれた 職員数 (育児休業の対象 職員に限る) (人)(B')	1週間以上 の取得率 (%) (A'/B') 注3	2週間以上 の取得率 (%) (A'/B') 注3
	1週間以上	2週間以上				1週間以上	2週間以上			
令和6年度	4,461	4,204	5,298	84.2	79.4	2,142	2,141	2,089	102.5	102.5
令和5年度	3,964	4,243	5,361	79.1	73.9	2,037	2,037	1,943	104.8	104.8

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「新規取得者」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した者をいう。

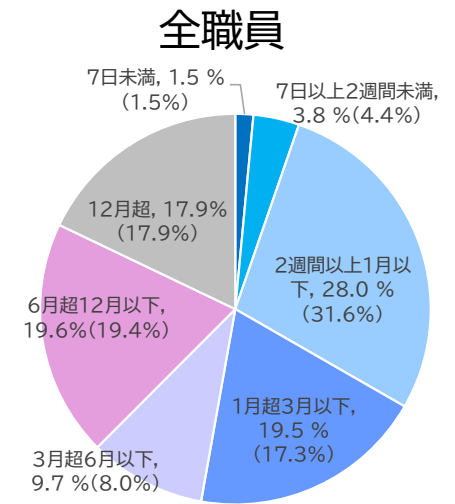
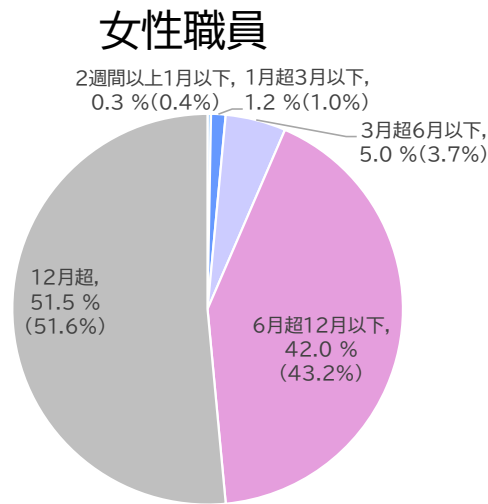
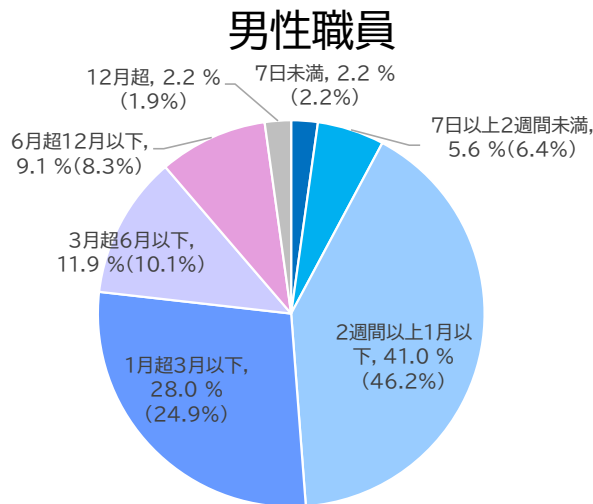
注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

1 国家公務員(一般職)の育児休業の取得状況(令和6年度)注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(2) 新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算)注2・注3

- 令和6年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.6月、女性16.4月、全職員7.0月(前年度 男性2.4月、女性16.5月、全職員6.9月)で、休業期間の期間分布は下のグラフのとおり。
→休業期間はほぼ横ばい。男性職員では1月以下の取得者が約半数を占める。
一方、女性職員では6月超の取得者が9割を超える。



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 割合はそれぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

注3 令和6年度中に複数回取得した場合、当該期間(1回目～5回目)を合算した期間である。

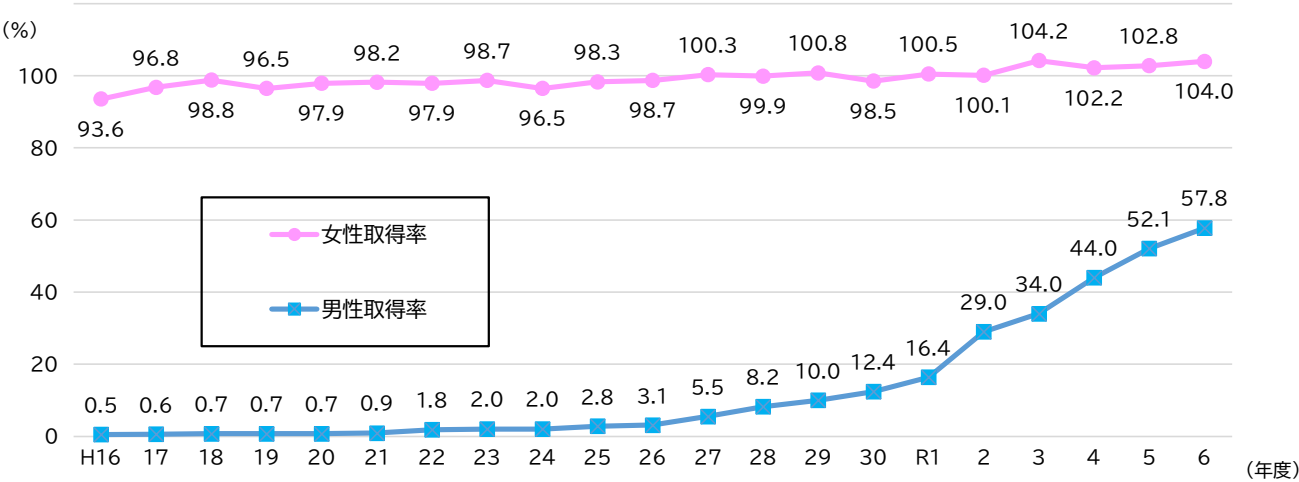
注4 ()内は前年度の数値である。

【参考】 国家公務員(一般職・特別職)の育児休業の取得状況注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

新規取得者数及び取得率注2・注3

- 令和6年度に国家公務員(一般職・特別職)が1日以上の子育休を新たに取得した割合は、男性職員が57.8%(前年度52.1%)、女性職員が104.0%(前年度102.8%)
→男性職員の育児休業取得率は平成16年度の調査開始以降、最高値。



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に、防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

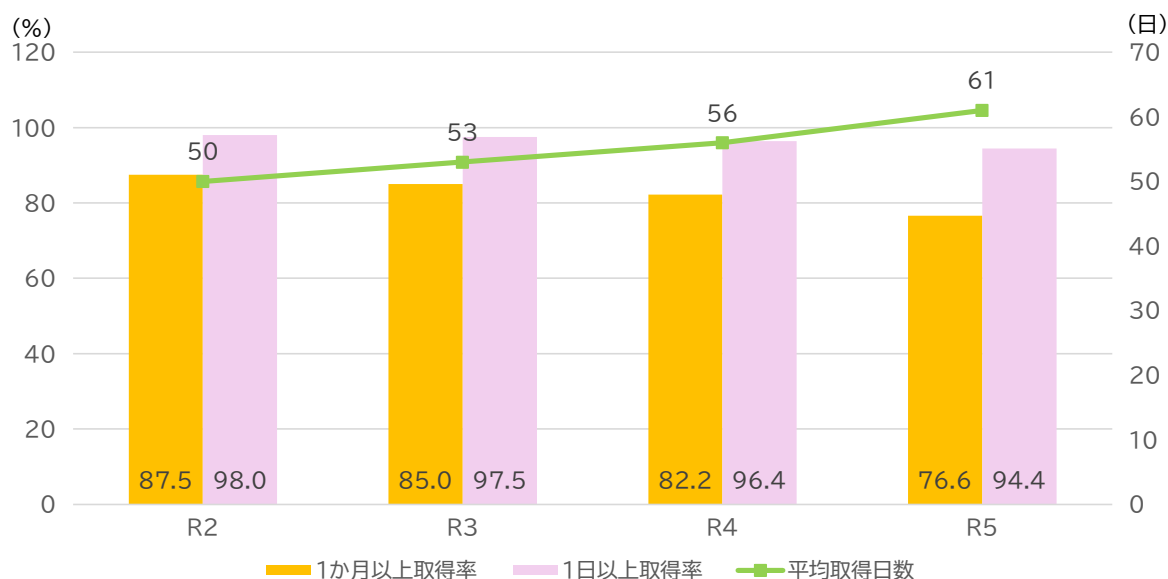
	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人)(A) 注2	当該年度中に子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員に限る) (人)(B)	取得率(%) (A/B) 注3	新規取得者数 (人)(A') 注2	当該年度中に子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員に限る) (人)(B')	取得率(%) (A'/B') 注3
令和6年度	6,455	11,160	57.8	3,070	2,953	104.0
令和5年度	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8

2 国家公務員(一般職・特別職)の男性職員の休暇・休業の取得状況^{注1}

「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ」より

子の出生後1年以内の育児に伴う休暇・休業の取得率^{注2・注3}

- 令和5年度にこどもが生まれた男性職員が、子の出生後1年以内に1か月以上の休暇・休業を取得した割合は76.6%（前年度82.2%）
- なお、1日以上休暇・休業を取得した割合は94.4%（前年度96.4%）
- 休暇・休業の平均取得日数は61日（前年度56日）



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の男性のうち、子の出生時点から調査対象期間末日までの間に休職等の事情がなく、継続して休暇・休業の取得が可能な職員の数値。

注2 育児に伴う休暇・休業とは、以下の11項目を指す。

①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休業、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護休暇、⑧短期介護休暇、⑨介護休暇、⑩介護時間、⑪年次休暇

注3 休暇・休業を取得できなかった又は取得しなかった理由は、業務多忙、代替要員の確保困難、在外勤務等との時期の重複、収入面での不安などがある。

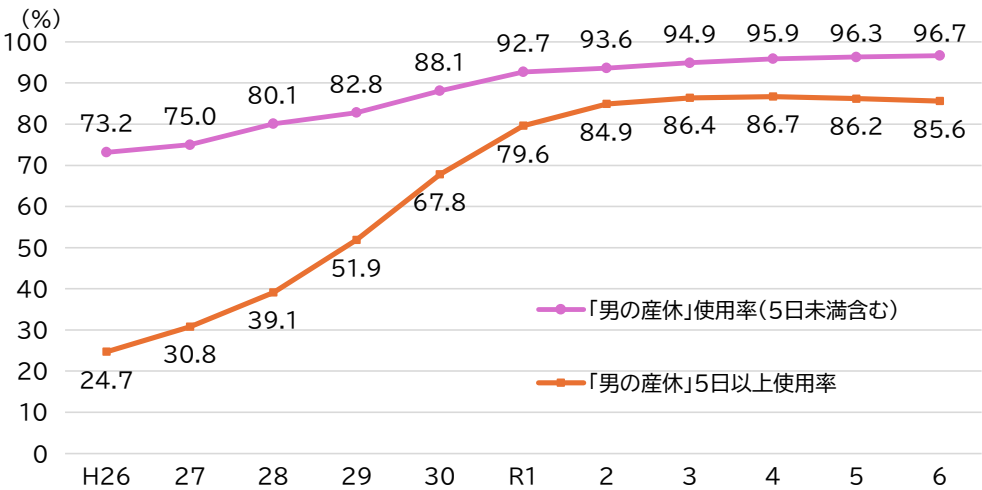
3 国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」の使用状況^{注1・2}

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(1) 「男の産休」の使用率

- 令和6年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」(配偶者出産休暇^{注3}又は育児参加のための休暇^{注4})の使用率は96.7%(前年度96.3%)、5日以上の使用率(両休暇を合わせて5日以上)は85.6%(前年度86.2%)
→「男の産休」の使用率は継続して上昇しており、100%に近づいている一方で、5日以上の使用率はほぼ横ばい。

	平成26年度	～	令和5年度	令和6年度
「男の産休」 5日以上使用率 (%)	24.7	～	86.2	85.6
「男の産休」使用率 (5日未満含む) (%)	73.2	～	96.3	96.7



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

注3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇。

注4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

3 国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」の使用状況^{注1}

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(2) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用率、平均使用日数

- 令和6年度に子が生まれた男性職員のうち、
- ・ 配偶者出産休暇^{注2}の使用率は95.1%、平均使用日数は2.0日（前年度92.7%、1.9日）
 - ・ 育児参加のための休暇^{注3}の使用率は91.4%、平均使用日数は4.6日（前年度90.8%、4.7日）
- 両休暇とも使用率は増加し、使用日数はほぼ横ばい。

	令和6年度		令和5年度	
	使用率(%)	平均使用日数(日)	使用率(%)	平均使用日数(日)
配偶者出産休暇	95.1	2.0	92.7	1.9
育児参加のための休暇	91.4	4.6	90.8	4.7

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇。

注3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

国家公務員(一般職)の育児休業(1週間以上・2週間以上)の新規取得状況(令和6年度)

府省等名	男性職員					女性職員				
	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(A)	新規取得者のうち、1週間以上の取得者数(人)(B)	1週間以上の取得率(%) (B/A)	新規取得者のうち、2週間以上の取得者数(人)(C)	2週間以上の取得率(%) (C/A)	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(A')	新規取得者のうち、1週間以上の取得者数(人)(B')	1週間以上の取得率(%) (B'/A')	新規取得者のうち、2週間以上の取得者数(人)(C')	2週間以上の取得率(%) (C'/A')
内閣官房	27	21	77.8	19	70.4	2	2	100.0	2	100.0
内閣法制局	2	2	100.0	2	100.0	2	2	100.0	2	100.0
内閣府	61	45	73.8	45	73.8	17	20	117.6	20	117.6
宮内庁	16	11	68.8	11	68.8	6	4	66.7	4	66.7
公正取引委員会	17	17	100.0	17	100.0	6	8	133.3	8	133.3
国家公安委員会 (警察庁)	126	110	87.3	103	81.7	24	30	125.0	30	125.0
個人情報保護委員会	4	3	75.0	3	75.0	0	0	—	0	—
カジノ管理委員会	3	3	100.0	3	100.0	1	1	100.0	1	100.0
金融庁	53	33	62.3	32	60.4	25	24	96.0	24	96.0
消費者庁	11	8	72.7	7	63.6	5	4	80.0	4	80.0
こども家庭庁	9	9	100.0	9	100.0	3	3	100.0	3	100.0
デジタル庁	6	6	100.0	6	100.0	1	1	100.0	1	100.0
復興庁	7	6	85.7	4	57.1	0	0	—	0	—
総務省	102	75	73.5	71	69.6	54	52	96.3	52	96.3
法務省	1,207	978	81.0	910	75.4	429	422	98.4	422	98.4
外務省	116	49	42.2	43	37.1	47	54	114.9	54	114.9
財務省	1,508	1,397	92.6	1,321	87.6	674	664	98.5	664	98.5
文部科学省	47	38	80.9	37	78.7	26	33	126.9	33	126.9
厚生労働省	460	441	95.9	416	90.4	246	278	113.0	278	113.0
農林水産省	198	170	85.9	164	82.8	116	125	107.8	124	106.9
経済産業省	162	126	77.8	117	72.2	73	71	97.3	71	97.3
国土交通省	1,064	839	78.9	793	74.5	288	299	103.8	299	103.8
環境省	66	50	75.8	49	74.2	21	22	104.8	22	104.8
防衛省	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
人事院	10	9	90.0	8	80.0	8	8	100.0	8	100.0
会計検査院	16	15	93.8	14	87.5	15	15	100.0	15	100.0
合計	5,298	4,461	84.2	4,204	79.4	2,089	2,142	102.5	2,141	102.5

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執行法人を除いた一般職の数値を計上している。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員(一般職・特別職)の育児休業(1日以上)の新規取得状況

(上段:令和6年度、下段:令和5年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人)(A)	当該年度中に子が生ま れた職員数(育児休業 の対象職員に限る) (人)(B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人)(A')	当該年度中に子が生ま れた職員数(育児休業 の対象職員に限る) (人)(B')	取得率 (%) (A'/B')
内閣官房	21	27	77.8	2	2	100.0
	16	22	72.7	2	2	100.0
内閣法制局	2	2	100.0	2	2	100.0
	0	1	0.0	1	1	100.0
内閣府	46	61	75.4	20	17	117.6
	37	56	66.1	22	22	100.0
宮内庁	11	16	68.8	4	6	66.7
	11	17	64.7	6	4	150.0
公正取引委員会	17	17	100.0	8	6	133.3
	19	19	100.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	112	126	88.9	30	24	125.0
	108	155	69.7	28	27	103.7
個人情報保護委員会	3	4	75.0	0	0	—
	3	6	50.0	1	1	100.0
カジノ管理委員会	3	3	100.0	1	1	100.0
	1	1	100.0	0	0	—
金融庁	34	53	64.2	24	25	96.0
	25	39	64.1	20	18	111.1
消費者庁	8	11	72.7	4	5	80.0
	11	13	84.6	1	1	100.0
こども家庭庁	9	9	100.0	3	3	100.0
	12	13	92.3	3	3	100.0
デジタル庁	6	6	100.0	1	1	100.0
	10	16	62.5	0	0	—
復興庁	6	7	85.7	0	0	—
	1	1	100.0	0	0	—
総務省	76	102	74.5	52	54	96.3
	73	98	74.5	49	47	104.3
法務省	1,004	1,207	83.2	422	429	98.4
	956	1,245	76.8	373	350	106.6
外務省	51	116	44.0	54	47	114.9
	47	111	42.3	38	41	92.7
財務省	1,434	1,508	95.1	664	674	98.5
	1,455	1,625	89.5	690	673	102.5
文部科学省	38	47	80.9	33	26	126.9
	41	42	97.6	29	27	107.4
厚生労働省	451	460	98.0	278	246	113.0
	453	466	97.2	267	260	102.7
農林水産省	172	198	86.9	125	116	107.8
	147	175	84.0	119	118	100.8
経済産業省	128	162	79.0	71	73	97.3
	104	144	72.2	94	86	109.3
国土交通省	855	1,064	80.4	299	288	103.8
	763	1,040	73.4	245	215	114.0
環境省	50	66	75.8	22	21	104.8
	22	32	68.8	20	18	111.1
防衛省	1,893	5,862	32.3	928	864	107.4
	1,444	5,729	25.2	926	938	98.7
人事院	9	10	90.0	8	8	100.0
	8	9	88.9	4	3	133.3
会計検査院	16	16	100.0	15	15	100.0
	14	14	100.0	16	17	94.1
合計	6,455	11,160	57.8	3,070	2,953	104.0
	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執行法人を除いた一般職の数値及び内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職の数値を計上している。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員(一般職・特別職)の令和5年度にこどもが生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況

(令和7年3月31日現在)

	対象職員(人) (a) (注1)	取得者(人) (b) (注2)	取得率(%) (b/a)	平均取得日数 (日) (注3)	子の出生後8 週間以内の平 均取得日数 (日)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得した職 員 (人) (c)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得の職員 (%) (c/a)
内閣官房	26	23	88.5%	91	36	19	73.1%
内閣法制局	3	3	100.0%	150	13	3	100.0%
内閣府	40	40	100.0%	109	32	34	85.0%
宮内庁	17	17	100.0%	52	24	13	76.5%
公正取引委員会	17	17	100.0%	78	34	17	100.0%
国家公安委員会 (警察庁)	128	128	100.0%	85	32	123	96.1%
個人情報保護委員会	4	4	100.0%	90	42	3	75.0%
カジノ管理委員会	1	1	100.0%	192	33	1	100.0%
金融庁	28	28	100.0%	82	28	25	89.3%
消費者庁	10	10	100.0%	61	35	8	80.0%
こども家庭庁	9	9	100.0%	36	24	5	55.6%
デジタル庁	10	10	100.0%	77	31	10	100.0%
復興庁	2	2	100.0%	35	20	2	100.0%
総務省	78	77	98.7%	90	30	65	83.3%
法務省	1,168	1,168	100.0%	71	29	1,106	94.7%
外務省	93	93	100.0%	62	22	78	83.9%
財務省	1,544	1,542	99.9%	85	32	1,435	92.9%
文部科学省	27	27	100.0%	121	44	23	85.2%
厚生労働省	437	426	97.5%	91	33	408	93.4%
農林水産省	139	138	99.3%	84	32	125	89.9%
経済産業省	114	114	100.0%	69	35	110	96.5%
国土交通省	999	971	97.2%	61	30	943	94.4%
環境省	28	28	100.0%	69	27	22	78.6%
防衛省	5,093	4,578	89.9%	44	20	3,092	60.7%
人事院	7	7	100.0%	132	43	6	85.7%
会計検査院	13	13	100.0%	126	41	13	100.0%
合 計	10,035	9,474	94.4%	61	25	7,689	76.6%

注1 「対象職員」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までにこどもが生まれた一般職の国家公務員(行政執行法人職員を除く。)及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点又は調査対象期間末日時点で身分上、休暇・休業の取得が不可能な職員を除いた職員をいう。

2 「取得者」とは、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員をいう。

3 「平均取得日数」とは、子の出生後1年以内の平均取得日数をいう。

国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

(上段:令和6年度、下段:令和5年度)

府省等名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」を5 日以上使用した 職員数 (人)(B)	使用率 (%) (B/A)	(A)のうち配 偶者出産休暇 を使用した職 員数(人)(C)	使用率 (%) (C/A)	(A)のうち育児 参加のための休 暇を使用した職 員数 (人)(C')	使用率 (%) (C'/A)
内閣官房	30	22	73.3	26	86.7	24	80.0
	26	19	73.1	20	76.9	21	80.8
内閣法制局	2	1	50.0	2	100.0	2	100.0
	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
内閣府	61	55	90.2	57	93.4	58	95.1
	56	46	82.1	52	92.9	52	92.9
宮内庁	16	10	62.5	15	93.8	13	81.3
	17	14	82.4	17	100.0	17	100.0
公正取引委員会	17	14	82.4	12	70.6	15	88.2
	19	12	63.2	16	84.2	14	73.7
国家公安委員会 (警察庁)	126	112	88.9	123	97.6	121	96.0
	159	137	86.2	152	95.6	146	91.8
個人情報保護委員会	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
	6	5	83.3	6	100.0	5	83.3
カジノ管理委員会	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
金融庁	53	41	77.4	47	88.7	47	88.7
	39	31	79.5	32	82.1	33	84.6
消費者庁	11	9	81.8	10	90.9	11	100.0
	13	8	61.5	13	100.0	9	69.2
こども家庭庁	9	7	77.8	9	100.0	7	77.8
	13	10	76.9	11	84.6	11	84.6
デジタル庁	6	4	66.7	6	100.0	4	66.7
	16	8	50.0	13	81.3	10	62.5
復興庁	7	5	71.4	6	85.7	5	71.4
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
総務省	102	81	79.4	94	92.2	85	83.3
	98	69	70.4	88	89.8	76	77.6
法務省	1,253	1,045	83.4	1,203	96.0	1,150	91.8
	1,255	1,053	83.9	1,206	96.1	1,175	93.6
外務省	116	58	50.0	74	63.8	70	60.3
	111	47	42.3	51	45.9	58	52.3
財務省	1,508	1,259	83.5	1,453	96.4	1,348	89.4
	1,626	1,421	87.4	1,571	96.6	1,503	92.4
文部科学省	48	33	68.8	46	95.8	38	79.2
	45	30	66.7	41	91.1	34	75.6
厚生労働省	477	387	81.1	454	95.2	423	88.7
	470	388	82.6	439	93.4	426	90.6
農林水産省	198	141	71.2	184	92.9	166	83.8
	179	138	77.1	166	92.7	158	88.3
経済産業省	162	120	74.1	145	89.5	136	84.0
	148	109	73.6	128	86.5	124	83.8
国土交通省	1,120	935	83.5	1,085	96.9	1,024	91.4
	1,208	1,009	83.5	1,137	94.1	1,102	91.2
環境省	66	44	66.7	59	89.4	48	72.7
	32	17	53.1	27	84.4	20	62.5
防衛省	5,873	5,252	89.4	5,597	95.3	5,496	93.6
	5,736	5,142	89.6	5,265	91.8	5,238	91.3
人事院	10	7	70.0	7	70.0	7	70.0
	9	7	77.8	9	100.0	8	88.9
会計検査院	16	15	93.8	14	87.5	15	93.8
	14	14	100.0	13	92.9	14	100.0
合計	11,295	9,665	85.6	10,736	95.1	10,321	91.4
	11,298	9,736	86.2	10,475	92.7	10,256	90.8

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執行法人を除いた一般職の数値及び内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職の数値を計上している。

2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。